

第17期

第35回

# 農地部会議事録

平成30年6月18日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 平成30年6月18日(月)

2. 開催場所 5-1-1会議室

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	新田幾男	出席	富久山地区
2	飯田東一	出席	安積地区
3	増子富康	出席	三徳田地区
4	根本淳一	出席	日和田地区
5	鈴木裕美夫	出席	西田地区
6	小林正一郎	出席	片平地区
7	藤田稔	出席	熱海地区
8	古川勝幸	出席	中央地区
9	田母神一二	出席	田村地区
10	吉田秀吉	出席	三徳田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	佐久間俊一	出席	喜久田地区
12	細山文昭	出席	逢瀬地区
13	松川延安	出席	田村地区
14	馬場猪吉	出席	田村地区
15	樋口誠一	出席	湖南地区
16	村上晃一	出席	中央地区
17	古川一郎	欠席	中田地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 松井喜夫

【事務局次長兼農業振興係長】 齋藤 聡

【庶務係長】 家久来悦子

【主任主査兼農地調整係長】 柳沼一幸

【農地調整係主任】 菱沼宏幸

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主事】 佐藤善寿

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時00分

8. 閉会宣言 15時00分



この議事録は、本会議の書記が記載したものであるが、真正であることを保証するため、ここに署名する。

郡山市農業委員会農地部会

農地部会長

松川 延安

---

農地部会長職務代理者

吉田 秀吉

---

署名人

小林 正一郎

---

署名人

田母神 一二

---

事務局	<p>ただいまより、第35回農地部会を開催いたします。</p> <p>本日は、古川 一郎委員から欠席届が出されています。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この部会は、農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、部会長のご挨拶をいただきます。</p>
部会長	<p>こんにちは。</p> <p>6月も中旬になりまして、田植えの方も例年通り順調に終わったと思います。</p> <p>今入梅を迎えまして畑の方がちょっと水不足との話を聞いています。</p> <p>これから1週間天気予報は雨が続けているので、一雨欲しいところです。</p> <p>部会も残すところあと2回になりました、最後までよろしく願いいたします。</p> <p>今回も慎重なるご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>農地部会会議規則第7条第1項の規定により、部会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、提出されております申請案件について、農地法に基づき、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>6番 小林 正一郎 委員</p> <p>9番 田母神 一二 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の佐藤 善寿主事を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>お手元に正誤表と追加議案をお配りしています。</p>

まず正誤表ですが、議案第1号の2ページの9番、申請の事由に誤りがありましたので、訂正お願いいたします。

次に追加議案ですが、使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は、携帯電話無線基地局設置に伴う重機、資材置場のための一時転用です。

申請地は農用地です。

追加議案に至った経緯は、次のとおりです。

申請書は5月25日に代理人が、提出に来ましたが申請地が農用地だったため、代理人に農業政策課に相談するように指導しました。

また、農用地区域内における一時利用の同意を得ていないため、農地転用許可は難しいので、取下げてはどうかと伝え、代理人は同意したところであります。

しかしながらその後、代理人からそのまま受け付けてほしいと連絡があったため、追加議案となりました。

以上、説明といたします。

議長

ただいまから、議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。

1番 1件について付議いたします。

村上 晃一委員の調査報告を求めます。

村上 晃一  
委員

1番 1件について調査の結果をご報告いたします。

渡し人、受け人および土地の表示は記載のとおりです。

申請の事由は、弟への贈与です。

父親から相続した土地ですが、家が建てられないとのことで、また兵庫県の方に家を建てたので弟に贈与したいとのことです。

この農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。

また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決します。  次に2番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	2番 1件について調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人および土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、子への贈与です。 受け人と妻、両親が農作業に従事します。  この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、 許可と決することにご異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について、許可と決します。  次に3番と4番の 2件について付議いたします。 小林正一郎委員の調査報告を求めます。
小林正一郎 委員	まず3番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人および土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手側要望、経営拡大です。

	<p>現在も水田として作付けをしております。          本人及び家族で作付けを行い、          周辺地域の営農への支障もありません。</p> <p>次に4番 1件について調査の結果をご報告いたします。          渡し人、受け人および土地の表示は記載のとおりです。          申請の事由は、労力不足、経営拡大です。          こちらも現在水田として作付けされており、          周辺地域との調和も取れており、本人及び家族で作付けを行います。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、          周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。          また、全部効率要件、農作業常時従事要件、          地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に          該当する事項はありませんでしたので          許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、          ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>3番と4番の 2件について、          許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、3番と4番の2件について、許可と決めます。</p> <p>次に5番 1件について付議いたします。          根本 淳一委員の調査報告を求めます。</p>
根本 淳一 委員	<p>5番 1件について調査の結果をご報告いたします。          渡し人、受け人および土地の表示は記載のとおりです。          申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。          6月10日に現地を確認しました。          畑は受け人の家に隣接した土地であり、          自家用野菜が栽培されており適正に管理されておりました。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、</p>

	<p>周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>5番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に6番 1件について付議いたします。 新田 幾男委員の調査報告を求めます。</p>
新田 幾男 委員	<p>6番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人および土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、農業廃止、経営拡大です。 現状綺麗に耕作されておりました。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>6番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、6番 1件について、許可と決します。</p>



	<p>次に7番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>7番 1件について調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人および土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻、息子が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>7番 1件について、 許可と決することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、7番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に8番 1件について付議いたします。 これは私の報告なので、議長交代いたします。</p>
	<p>(議長が吉田職代に交代する)</p>
議長	<p>議長交代いたしました。 松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安 委員	<p>8番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人および土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人が高齢であり、 また申請地まで距離があることから調査いたしました。 受け人にまず電話した所、 その息子が翌日私の家を訪れまして、詳しく話を聞けました。 息子は申請地の近く、守山に住居を構えており、</p>

	<p>5年ほど前に所有者が土地を手放したいとの話を聞いて、 実家の親に相談した所、親も農業に意欲的であり購入を決めました。 高齢の親名義ではありますが、息子がトラクターも保有しており、 蕎麦を栽培する予定だそうです。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>8番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、8番 1件について、許可と決します。 議長交代いたします。</p>
	<p>(議長が松川部会長に代わる)</p>
議 長	<p>次に9番と10番の 2件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>9番と10番の 2件について調査の結果を報告いたします。 まず9番ですが渡し人、受け人 および土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と父親が農作業に従事します。</p> <p>次に10番ですが渡し人、受け人 および土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、高齢化、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、</p>

	<p>周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>9番と10番の 2件について、 許可と決することにご異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、9番と10番の 2件について、許可と決します。</p> <p>次に11番 1件について付議いたします。 鈴木裕美夫委員の調査報告を求めます。</p>
鈴木裕美夫 委員	<p>11番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人および土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、農業開始です。</p> <p>6月8日に松川部会長、吉田職代とともに 事務局会議室で農業開始の事前調査を行いました。</p> <p>使用貸人と使用借人は親子です。 原木しいたけ、長芋の栽培を行います。 栽培技術は知人から指導を受け、親の農機具を借りて耕作します。 最終的にはイチゴの観光農園なども行いたいとのこと。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)

議 長	11番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、11番 1件について、許可と決します。  次に12番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	12番 1件について調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人および土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、経営移譲年金受給のためと経営継承です。 受け人と妻、両親が農作業に従事します。  これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	12番 1件について、 許可と決することにご異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、12番 1件について、許可と決します。  次に13番から15番までの 3件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	13番から15番までの 3件について調査の結果を報告いたします。 受け人が同一人物なので一括して報告いたします。 受け人が所有する農地に違反転用があります。 受け人は平成16年に、農家住宅、農業用倉庫、作業所を 建てるために農地法第4条の許可を得ていますが、 計画どおり造らず、農地の一部が東屋、通路になっており、

	<p>毎年、違反転用のため追跡調査していました。</p> <p>つきましては、許可基準を定める農地法第3条第2項第1号の「農地の全てを効率的に利用して耕作すると認められない場合」の全部効率要件を満たしていないことから、不許可相当と思われますがご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>13番から15番までの 3件について、許可しない、不許可と決することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、13番から15番までの 3件について、不許可と決します。</p> <p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>飯田 東一委員の調査報告を求めます。</p>
飯田 東一 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は貸駐車場です。</p> <p>農地の区分は、第3種農地と判断しました。</p> <p>申請地は相続以前より、申請地の一部を県道向かい側の保育所の職員駐車場として貸し出しておりました。</p> <p>追認案件で顛末書も添付されております。</p> <p>申請地は宅地、道路等に囲まれており、汚水の排出はなく、雨水は自然浸透、溢れた場合はU字溝に排水するとのことです。</p> <p>以上、1番 1件については農地法第4条第6項各号に該当するような事項はありませんでしたので、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>

事務局	<p>調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は11ページの第3種農地、2-1-(1)-エ-(ア)-a-(a)で水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設がある区域です。</p> <p>申請地の北側の道路に水管、下水道管が埋設されており、500m以内に柴宮幼稚園、クリニックがあります。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で第3種農地の転用は許可することができます。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。</p> <p>鈴木裕美夫委員の調査報告を求めます。</p>
鈴木裕美夫 委員	<p>2番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は農家住宅敷地拡張です。</p> <p>農地の区分は、第1種農地と判断しました。</p> <p>昭和40年ごろに農作業倉庫を市道に接続させる通路を作った際、十分な敷地調査を怠ったための追認案件です。</p> <p>通路を他に求めることは不可能で、また周辺農地への影響もありません。</p> <p>顛末書を添付し、本人も深く反省しております。</p>

	<p>以上、2番 1件については 農地法第4条第6項各号に 該当するような事項はありませんでしたので、 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>まず2番の 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は4ページの第1種農地、2-1-(1)-イ-(ア)-aで おおむね10ha以上の規模の一団の農地の 区域内にある集団農地です。</p> <p>許可基準は6ページの2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で 既存の施設の拡張の用に供するために行われるものであること (拡張に係る部分の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を 超えないものに限る)です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、 許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番と2番の 2件について付議いたします。</p> <p>吉田 秀吉委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 秀吉 委員	<p>まず1番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。</p>

申請の事由は、店舗建設のためです。  
農地の区分は第1種農地として判断しました。  
周辺は北側が農地となっておりますが、用水路で隔てられ、  
西、南は県道で東側は住宅地で農地の分断はありません。  
雨水は勾配をつけ県道に流し、  
汚水は合併浄化槽でろ過した上で、県道に流します。

次に 2番 1件について調査の結果をご報告いたします。  
渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。  
申請の事由は、墓地増設のためです。  
農地の区分は第1種農地として判断しました。  
西側がコンクリートの土留めで、  
南と東側は墓地で北側は高い土手となっております。  
境界にはU字溝が入っていました。  
長年畑としては使用しておらず、今回寄付することになりました。  
資金は銀行通帳の写しと責任役員の会議議事録が添付されており、  
申請目的実現の可能性に問題はありません。

以上1番 2番 2件については、  
農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、  
許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番と2番の 調査結果の補足説明をいたします。  「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。  まず1番の2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、  農地区分は4ページの第1種農地、  2-1-(1)-イ-(ア)-aで、4条 2番同様です。  許可基準は、6ページの2-1-(1)-イ-(イ)-e-(d)-iで  流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類するものの用に  供するために行われるものであり、一般国道又は県道の沿道の  区域内に設置されるものです。</p> <p>この店舗は駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有する  休憩所にあたり、かつ南側は一般県道三穂田・須賀川線、  西側は主要地方道郡山・矢吹線に接しており</p>



	<p>許可できると判断しています。</p> <p>次に2番の2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は4ページの第1種農地、2-1-(1)-イ-(ア)-aで、4条 2番同様です。</p> <p>許可基準は6ページの2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で4条 2番同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>1番と2番の 2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番と2番の 2件について、許可と決します。</p> <p>次に3番 1件について付議いたします。</p> <p>細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭 委員	<p>3番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、一般住宅のためです。</p> <p>農地の区分は第1種農地として判断しました。</p> <p>現地は都市計画区域外であり一般住宅の建築が可能です。</p> <p>北側に県道、西側に渡し人の住宅、東側に水田、南側は畑です。</p> <p>住宅建築により周辺の農作物の作付けに影響はありません。</p> <p>以上3番 1件については、農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	調査結果の補足説明をいたします。

	<p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は4ページの第1種農地、2-1-(1)-イ-(ア)-aで4条 2番同様です。</p> <p>許可基準は、5ページの2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために行われるものであり、集落に接続して設置される集落接続事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上、補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>3番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に4番 1件について付議いたします。</p> <p>根本 淳一委員の調査報告を求めます。</p>
根本 淳一 委員	<p>4番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示については記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、分家住宅のためです。</p> <p>農地の区分は第1種農地として判断しました。</p> <p>平成29年7月26日に農振除外した土地です。</p> <p>渡し人と受け人は親子関係で、受け人は現在アパートに居住していますが、子供の成長により手狭になり、父の協力を得て住宅建築を検討しました。</p> <p>両親の住宅と隣接した土地で将来の営農や両親の介護も考えたものになっています。</p> <p>周辺農地の営農に支障はありません。</p>

	<p>以上3番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は4ページの2-1-(1)-イ-(ア)-aで 4条 2番同様です。 許可基準は、5ページの2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で 3番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上、補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	4番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に5番 1件について付議いたします。 新田 幾男委員の調査報告を求めます。</p>
新田 幾男 委員	<p>5番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。 申請の事由は、駐車場、山砂等置場のためです。 農地の区分は第2種農地として判断しました。 6月5日、事務局2名と合同調査を行いました。 申請地は国土調査のとき申請人の父親が雑種地を田と 言ってしまい、田になってしまったところだそうです。 申請地は水も来ないため、数年来耕作もできず、 申請人も長年困っていた場所です。</p>

	<p>なお、本日皆様より決定の賛同をいただきましたら、 3,000㎡以上ですので県農業会議常設審議会にかけることとなります。</p> <p>以上5番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、10ページの第2種農地、2-1-(1)-カで 農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び 第3種農地のいずれにも該当しない農地です。</p> <p>許可基準は、2-1-(1)-カー(イ)で第2種農地の転用は 申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが、 農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから 許可できると判断しています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上、補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	5番 1件について、 許可相当と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について、 許可相当と決します。</p> <p>次に6番 1件について付議いたします。 鈴木裕美夫委員の調査報告を求めます。</p>
鈴木裕美夫 委員	<p>6番 1件について古川 一郎委員から 調査の結果を受けておりますので代わって報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。</p>

	<p>申請の事由は、太陽光発電設備設置のためです。 農地の区分は第2種農地として判断しました。 設置する農地は休耕田で、 周囲は道路及び住宅に囲まれており、 設置についての了解も得ていることから問題ないと思われ ます。</p> <p>以上6番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われ ますが、ご審議のほどよろしく お願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求め ます。
事務局	<p>調査結果の補足説明をいた します。</p> <p>「農地転用許可申請に係る 審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基 づく検討状況ですが 農地区分は、10ページの第2種農地、2-1-(1)-カで 5番 同様です。</p> <p>許可基準は、2-1-(1)-カ ー(イ)で5番 同様です。 その他の事項については、 記載のとおりです。</p> <p>以上、補足説明といた します。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ござい ませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	6番 1件について、 許可と決することに異議 ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、6 番 1件について、 許可と決 します。</p> <p>以上で、議案第3号を 終わります。</p> <p>次に、議案第4号「郡山 市農用地利用集積計画の 決定について」を議題と いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進 法第18条第1項の規定 に基づく 農用地利用集積計画に ついて、郡山市長から 審議を求められたので、 この適否についてお諮 りいたします。</p> <p>1番から36番までの 36 件について付議いた します。</p>

	事務局の調査報告を求めます。
事務局	1番から36番までの農用地利用集積計画につきましては 使用収益権設定34件、所有権移転2件の申請があり 農地集積促進員及び事務局による現地調査、並びに審査の結果、 いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の 各要件を満たしており、適当と認められますが ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番から36番までの 36件について 承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番から36番までの 36件について承認と決めます。 以上で、議案第4号を終わります。  続いて追加議案第5号「農地法第5条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 1番 1件について付議いたします。 田母神一二委員の調査報告を求めます。
田母神一二 委員	追加議案1番 1件について 調査の結果を報告いたします。 貸し人、借り人、土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は携帯電話無線基地局の設置に伴う 仮設ヤードの一時転用です。 申請地は農用地であり、郡山市長から「農用地区域内における 一時利用の同意」を得ていないため、農地法第5条第2項第3号に 基づく農地法施行規則第57条第2号の「申請に係る事業の施行に 関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合に おいては、これらの処分がされなかったこと」に該当します。 よって、不許可相当と思われませんが ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	調査結果の補足説明をいたします。

	<p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2の農地転用許可基準に基づく検討状況の検討事項5、行政庁の免許、許可、認可等の処分がされていません。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上、補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について、許可しない不許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、不許可と決します。</p> <p>以上で、議案第5号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番から8番までの 8件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番から39番までの 39件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第2号を終わります。</p> <p>続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 次のとおり1番と2番の2件について通知書の提出があったので報告する。</p> <p>報告第3号を終わります。</p> <p>続いて、報告第4号「受理通知書の返納願いについて」</p>

	<p>次のとおり 1 番と 2 番の 2 件について、願出により農地部会運営要領第16条第 1 項第 5 号の規定により受理したので報告する。</p> <p>報告第 4 号を終わります。</p> <p>ただいまの 第 1 号から第 4 号までの報告についてご質問等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>次に、中間管理機構からの貸付け分について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項に基づく農用地利用配分計画案について、市長から意見が求められています。</p> <p>ただいまから、この案件について審議します。</p> <p>まず、郡山市農用地利用配分計画案の16番 1 件について付議いたします。</p> <p>この件につきましては、本部会委員が借り人になっており、農業委員会等に関する法律第31条第 2 項の議事参与の制限に該当しますので、退席を求めます。</p>
	(該当委員が退席する。)
議 長	事務局の調査報告を求めます。
事務局	<p>お手元に資料を配布させていただきましたので、ご覧ください。</p> <p>郡山市長から意見を求められた、農地中間管理機構から借受人への貸付について、16番 1 件の配分計画の内容を調査いたしました。問題はなく、適当と認められますがご審議のほど よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>16番 1 件について特に意見はない旨、回答することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、16番 1 件について特に意見はない旨、回答することに決定しました。</p>



	退席委員の復席を求めます。
	(退席委員が復席する。)
議 長	次に1番から18番までのうち、16番を除く17件について 付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	郡山市長から意見を求められた、農地中間管理機構から 借受人への貸付について、1番から18番までのうち、 16番を除く17件について、配分計画の内容を 調査いたしました。問題はなく、適当と認められますが ご審議のほど よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番から18番までのうち16番を除く17件について 特に意見はない旨、回答することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番から18番までのうち 16番を除く17件について 特に意見はない旨、回答することに決定しました。 その他ございませんか。
	(なし)
議 長	長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第35回農地部会を閉会いたします。 お疲れさまでした。

郡山市農業委員会

## 第35回農地部会（平成30年6月18日開催）の概要

### 第3条 農地の異動は

15件で、田 12, 256㎡ 畑 20, 172㎡ でした。

### 第4条 農地転用は

2件で、貸駐車場1件  
農家住宅敷地拡張1件

### 第5条 農地転用（権利移動）は

7件で、店舗建築1件  
墓地増設1件  
一般住宅1件  
分家住宅1件  
駐車場・山砂等置場1件  
太陽光発電1件  
仮設ヤード1件

この他、農用地利用配分計画の決定がありました。